

## 愛知県高等学校等奨学金貸与条例

(平成十四年愛知県条例第十号)

(趣旨)

第一条 この条例は、経済的な理由により学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部又は専修学校の高等課程（以下「高等学校等」という。）における修学が困難な者に対して貸与する奨学金に関する事項を定めるものとする。

(奨学金)

第二条 知事は、次に掲げる要件を満たす者の申請により、その者に無利息で奨学金を貸与する旨の契約を結ぶことができる。

一 親権を行う者又は未成年後見人（貸与を受けようとする者が成年者である場合にあっては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める者）が県内に住所を有する者であること。

イ 貸与を受けようとする者の年齢が、申請の日の属する年度の四月一日において二十歳未満である場合（その者が成年に達した日の前日においてその者の親権を行っていた者又は未成年後見人であった者がある場合に限る。）その者が成年に達した日の前日においてその者の親権を行っていた者又は未成年後見人であった者

ロ その他の場合 その者

二 高等学校等に在学する者であること。

三 父母（父母がない場合その他の規則で定める場合にあつては、規則で定める者）の所得の額が規則で定める基準額以下の者その他規則で定める世帯に属する者で、経済的な理由により修学が困難なものであること。

四 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）の規定による修学資金の貸付け、独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）の規定による学資の貸与、愛知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例（昭和四十九年愛知県条例第六十号）の規定による修学資金の貸与その他規則で定める資金の貸与を受けていない者であること。

五 特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第四百四十四号）の規定による就学のため必要な経費の支弁を受けていない者であること。

(貸与の額)

第三条 奨学金の貸与額は、次に掲げるとおりとする。

一 国（国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。）が設置する高等学校等に在学している者

イ その者の生計を主として維持する者と同居する者又はこれに準ずると認められる者  
一月につき一万八千円又は一万千円

- ロ その他の者 一月につき二万三千円又は一万千円
- 二 その他の高等学校等に在学している者
  - イ その者の生計を主として維持する者と同居する者又はこれに準ずると認められる者 一月につき三万円又は一万千円
  - ロ その他の者 一月につき三万五千円又は一万千円

(貸与の期間及び方法)

第四条 奨学金は、第二条の規定による貸与の契約に定められた月から、在学している高等学校等を卒業し、又は修了する日の属する月までの間、貸与するものとする。ただし、学年による教育課程の区分を設けない定時制の課程又は通信制の課程(以下「単位制による定時制課程等」という。)に在学する者の貸与期間は、貸与を受けた月数を通算して四年以内とする。

2 奨学金の貸与方法は、規則で定める。

(奨学金の総額)

第五条 知事は、第二条の規定により奨学金を貸与する旨の契約を結ぶ場合には、当該年度において貸与すべき奨学金の総額が予算で定める金額を超えることとならないようにしなければならない。

(保証人)

第六条 奨学金の貸与を受けようとする者は、規則で定めるところにより、保証人を立てなければならない。

2 前項の保証人は、奨学金の貸与を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

(貸与契約の解除及び貸与の休止)

第七条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その契約を解除するものとする。

- 一 奨学金の貸与を受ける者(以下「奨学生」という。)が第二条各号のいずれかの要件を欠くに至ったとき。
- 二 奨学生が奨学金の貸与を受けることを辞退したとき。
- 三 奨学生が死亡したとき。
- 四 奨学生のうち、単位制による定時制課程等に在学する者の奨学金の貸与期間が通算して四年に達したとき。

2 知事は、奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、その事実が継続する期間、奨学金の貸与を行わないものとする。ただし、第二号に該当する場合であって、前年度以前の同一学年において奨学金の貸与を受けなかった期間があるときにおけるその期間に相当する期間については、この限りでない。

- 一 奨学生が休学し、又は停学の処分を受けたとき。
- 二 奨学生(単位制による定時制課程等に在学する者を除く。)が進級し、又は卒業し、若しくは修了することができなかつたため同一学年を重ねて履修するとき。

(奨学金の返還)

第八条 奨学金の貸与を受けた者が、在学している高等学校等を卒業し、若しくは修了したとき、

又は前条第一項の規定により奨学金を貸与する旨の契約を解除されたときは、卒業若しくは修了又は解除の日の属する月の翌月から起算して六月を経過した後次の各号に掲げる奨学金の区分に応じ、当該各号に定める期間（次条の規定により返還の債務の履行が猶予されたときは、当該猶予された期間を加算した期間）内に、規則で定める方法により奨学金を返還しなければならない。

- 一 一月につき一万千円の貸与を受けた奨学金 六年
- 二 一月につき一万八千円又は二万三千円の貸与を受けた奨学金 十年
- 三 一月につき三万円又は三万五千円の貸与を受けた奨学金 十二年

（返還債務の履行猶予）

第九条 知事は、奨学金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める期間、奨学金の返還の債務（履行期が到来していないものに限る。次条において同じ。）の履行を猶予することができる。

- 一 高等学校等その他の教育施設に在学している場合 その在学している期間
- 二 災害、疾病、負傷その他やむを得ない理由により返還することが著しく困難になったと認められる場合 その理由が継続する期間

（返還債務の免除）

第十条 知事は、奨学金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、奨学金の返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

- 一 死亡したとき。
- 二 精神又は身体に著しい障害を受けたとき。

（規則への委任）

第十一条 この条例で定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成十六年三月二十六日条例第三十六号）

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成十六年十月八日条例第六十二号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の愛知県高等学校等奨学金貸与条例の規定は、平成十七年四月一日以後に同条例第一条に規定する高等学校等に入学する者に係る奨学金について適用し、同日前に改正前の愛知県国公立高等学校等奨学金貸与条例第一条に規定する高等学校等に入学した者に係る奨学金については、なお従前の例による。

附 則（平成十九年三月二十三日条例第九号）

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二十四年三月二十七日条例第三十九号）

（施行期日）

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の愛知県高等学校等奨学金貸与条例の規定は、この条例の施行の日以後に同条例第一条に規定する高等学校等に入学（中等教育学校の第四学年への進級を含み、編入学を除く。以下同じ。）をする者（以下「平成二十四年度以後入学者」という。）及び同日以後に同条に規定する高等学校等に編入学をした者のうち平成二十四年度以後入学者と同一の学年又は年次に属するものに係る奨学金の貸与について適用し、同日前に同条に規定する高等学校等に入学をした者（以下「平成二十三年度以前入学者」という。）及び同条に規定する高等学校等に編入学をした者のうち平成二十三年度以前入学者と同一の学年又は年次に属するものに係る奨学金の貸与については、なお従前の例による。

附 則（平成二十六年十月十四日条例第六十六号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年三月二十五日条例第二十七号）

この条例は、令和四年四月一日から施行する。